

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○大学分科会

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令の制定について（平成 28 年 1 月 26 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

認証評価機関の認証について（平成 28 年 1 月 26 日）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

○関連規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16





27文科高第957号  
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する  
医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令の制定について

平成28年1月26日

文部科学大臣

馳

浩



(理由)

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に平成29年度に開設する医学部については、その収容定員が720人を超え840人までの場合において必要な専任教員数や校舎面積について規定の整備を行う必要がある。そこで、別紙のとおり大学設置基準の特例を講じるため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令 要綱

一 特区内の平成29年度に開設する医学部に係る専任教員数

国家戦略特別区域法に規定する区域計画に定められた平成29年度に開設する医学部を置く大学（以下「特区内の平成29年度に開設する医学部を置く大学」という。）における専任教員数の算定については、医学部に係る専任教員数を、当該医学部の収容定員が720人を超え780人までの場合は150人、840人までの場合は160人とする。

二 特区内の平成29年度に開設する医学部に係る校舎面積

特区内の平成29年度に開設する医学部を置く大学の校舎の面積の算定については、当該医学部の収容定員が720人を超え840人までの場合は、医学部に係る校舎及び附属病院の面積を、収容定員720人の場合の面積に720人を超える収容定員6人につきそれぞれ75平方メートル及び100平方メートルの割合で増加した面積とすること。

その他

一 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

## 国家戦略特区で新設する医学部に係る特例措置について

## 1. 検討の経緯

- 平成 25 年 10 月  
医学部の新設についての検討を含む「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」を日本経済再生本部決定。
- 平成 26 年 12 月  
東京圏区域会議の下に「成田市分科会」を設置することが決定し、同月中に第 1 回成田市分科会開催。以降、文部科学省は厚生労働省とともにオブザーバーとして参加。
- 平成 27 年 7 月 31 日  
計 4 回の成田市分科会における議論等を踏まえ、際だった特徴をもつ医学部とすること、仮に新設するとしても 1 校とし、十分な検証を行うこと等についての「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」を内閣府・文部科学省・厚生労働省で決定。
- 平成 27 年 11 月 12 日  
特例として 1 校に限り医学部の新設を認めるための告示を内閣府・文部科学省が共同で制定。
- 平成 27 年 11 月 27 日  
医学部の設置者の公募、応募者の応募内容についての有識者の意見を踏まえた関係府省による確認等を経て、学校法人国際医療福祉大学が平成 29 年 4 月に千葉県成田市に医学部を新設する計画を内閣総理大臣が認定。

## 2. 大学設置基準の規定

- 医学部の収容定員が 7 2 0 人を超える場合の専任教員等に係る基準が設けられていない。
- ただし、地域枠により 7 2 0 人を超えて 8 4 0 人まで入学定員を増員する場合の特例は定められている（附則第 7 項～第 9 項）。

## 3. 新設する医学部についての構想

- 収容定員を 8 4 0 人とする予定（留学生 1 2 0 人を含む）。
- この構想について、平成 27 年 11 月 20 日の成田市分科会において有識者の意見を聴取したところ、大学設置基準を大幅に上回る教育環境が整備された医学部であり、必要な特例措置を講じることが相応しいと高く評価された。

#### 4. 今回設ける特例措置の概要

- ・ 地域枠により、医学部の収容定員を720人を超え840人まで増員する場合の特例に準じた基準を設けることとする。
- ・ ただし、校地面積については、地域枠による増員の場合には増加を求めない旨を特例として規定しているところ、今回の特例は新設される医学部に係るものであり、原則どおりの用地が準備されるべきであることから、特例措置は講じないこととする。

	専任教員数	校地面積	校舎面積	附属病院面積
今回の特例措置	定員 780 人：150 人 定員 840 人：160 人	定員 1 人あたり 10 m <sup>2</sup> (定員 840 人：8400 m <sup>2</sup> )	定員 1 人あたり 75 m <sup>2</sup> 増 (定員 840 人：19750 m <sup>2</sup> )	定員 1 人あたり 100 m <sup>2</sup> 増 (定員 840 人：37100 m <sup>2</sup> )
地域枠の特例措置	定員 780 人：150 人 定員 840 人：160 人	増員による増加なし (定員 840 人：7200 m <sup>2</sup> )	定員 1 人あたり 75 m <sup>2</sup> 増 (定員 840 人：19750 m <sup>2</sup> )	定員 1 人あたり 100 m <sup>2</sup> 増 (定員 840 人：37100 m <sup>2</sup> )
新設医学部の構想	200 人以上 (特例措置比 1.3 倍)	約 14827 m <sup>2</sup> (特例措置比 1.8 倍)	約 48000 m <sup>2</sup> (特例措置比 2.4 倍)	約 90000 m <sup>2</sup> (成田のみ) (特例措置比 2.4 倍)

#### 5. パブリックコメント結果

- ・ 平成 27 年 12 月 11 日から平成 28 年 1 月 8 日まで実施。
- ・ 提出意見は 2 件。

- ① 医学部新設の計画は内閣総理大臣認定されており、留学生 20 人を含む 140 人の定員実現のための特例に賛成。
- ② 全国的な医師不足の中、特に医療過疎県である千葉県に医学部を新設することに賛成。

#### 6. 今後の予定 (案)

- ・ 2 月上旬 国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令 公布・施行

(参考：医学部の設置に係る文部科学大臣認可について)

- ・ 3 月下旬 国際医療福祉大学から認可申請 (見込み)
- ・ 8 月下旬 認可 (認可に係る審査が順調に進んだ場合)
- ・ 翌年 4 月 開学 (認可された場合)



27受文科高第1893号

中央教育審議会

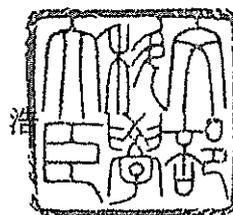
次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成28年 1月26日

文部科学大臣

馳



(理由)

公益財団法人大学基準協会より、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1項第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



平成 27 年 11 月 25 日

文 部 科 学 大 臣  
馳 浩 殿

公益財団法人 大学基準協会  
会長 永 田 恭



### 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

#### I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

#### II 添付書類

- 1 公益財団法人大学基準協会 定款
- 2 登記簿謄本
- 3-1 平成 26 年度収支決算書、監査報告書
- 3-2 今後 5 年間の収支見込計画
- 4 認証評価実施実績校一覧
- 5 公益財団法人大学基準協会事務局組織規則
- 6 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価に関する規程
- 7 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院基準
- 8 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価年間スケジュール
- 9 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価組織体制図
- 10 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価検討委員会名簿
- 11 認証評価対象専門職大学院一覧
- 12-1 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院基準（案）に対するパブリックコメント依頼文書等
- 12-2 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について
- 13-1 評価手数料に関する規程

13-2 公益財団法人大学基準協会情報開示に関する内規

13-3 公益財団法人大学基準協会経理規程

事務連絡担当者  
公益財団法人 大学基準協会  
大学評価・研究部 審査・評価系  
主幹 原 和世  
TEL : 03-5228-2200

## (公財) 大学基準協会の概要と今回の申請概要について

### 1. 法人の概要

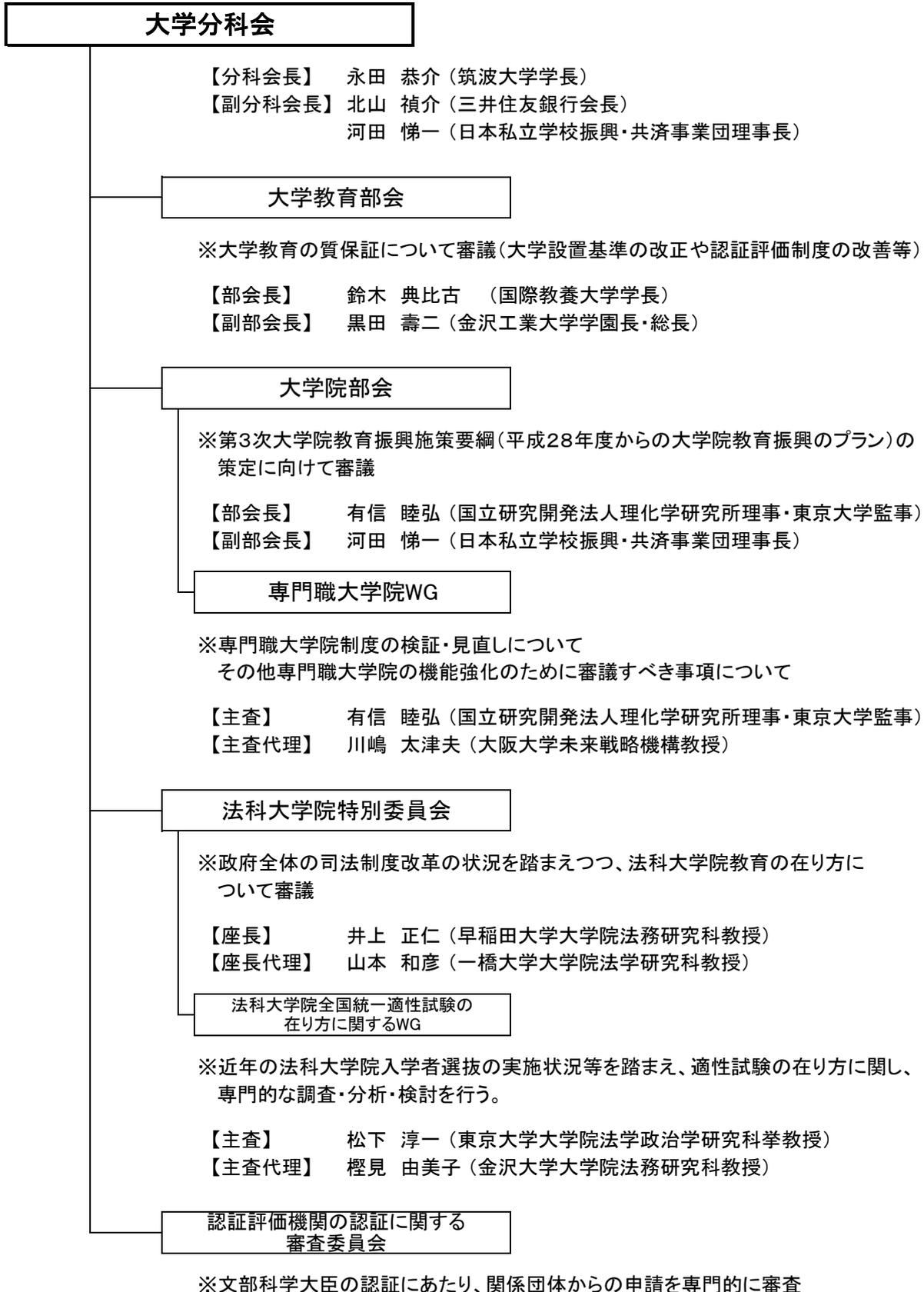
- 設立目的  
内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的とする。
- 設立年月日  
昭和34年12月18日（文部大臣による設立許可）
- 所在地  
東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
- 組織等  
役員：理事29名、監事（非常勤）2名  
会長 永田 恭介（筑波大学 学長）  
会員校：正会員352大学、賛助会員150大学（平成27年9月1日現在）
- 予算  
平成26年度事業活動費 493,158,000円
- 業務
  - ①大学の教育研究活動等に関する第三者評価
  - ②大学の質的向上のための大学基準等の設定及び改善とその活用
  - ③内外の大学に関する資料の調査及び研究
  - ④大学の教育研究活動等の改善のための助言援助並びに情報の提供
  - ⑤大学の質的向上に必要な研究会及び協議会等の開催
  - ⑥大学の教育研究活動等に関する国際間の情報の交換並びに協力
  - ⑦大学の教育研究活動等に関する資料の刊行
  - ⑧その他目的を達成するために必要な事業
- 認証評価の実施実績
  - ・機関別評価
    - 大 学：324大学（平成16年度～）
    - 短期大学：16大学（平成19年度～）
  - ・専門職大学院分野別評価
    - 法科大学院：34専攻（平成19年度～）
    - 経 営 系：46専攻（平成20年度～）
    - 公 共 政 策：6専攻（平成22年度～）
    - 公 衆 衛 生：3専攻（平成23年度～）
    - 知 的 財 産：3専攻（平成25年度～）

## 2. 今回申請のあった評価事業の概要

- 認証評価の対象  
専門職大学院（グローバル・コミュニケーション）  
（学位名称：英語教育修士（専門職）、日本語教育修士（専門職）、  
発信力実践修士（専門職）など）
- 大学評価基準（案）  
大学評価基準（案）は、8の「大項目」を設けており、その下に「項目（22項目）」及び項目に対応した「評価の視点（97視点）」を設定する。
- 評価結果（案）及び判定方法（案）  
適合、不適合  
上記以外に、優れた点及び改善が必要とされる点を総合的かつ簡潔に「総評」として記載。指摘すべき事項が認められた場合は、「提言」（「長所」「特色」「勧告」又は「検討課題」）として別途記載する。
- 評価手数料の額（案）  
1専攻 350万円
- 対象専門職大学院（平成28年1月現在）
  - ・平成20年度開設  
国際教養大学グローバル・コミュニケーション実践研究科  
入学定員：30名

# 第8期 中央教育審議会大学分科会

平成28年1月5日現在



**第8期中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会**

臨時委員：平成27年3月24日発令

(臨時委員) 4名

小畑秀文	独立行政法人国立高等専門学校機構長
佐藤東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
佐野慶子	公認会計士
前田早苗	千葉大学普遍教育センター教授

(有識者) 2名

米澤彰純	名古屋大学大学院国際開発研究科准教授
伊藤祐郎	東京外国語大学留学生日本語教育センター長

計 6名

# 認証評価制度について

平成16年度から、第三者による評価制度として「認証評価制度」が施行。

大学は、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務づけられている。(学校教育法第109条)

## 1. 目的

評価機関が評価結果を公表することにより、大学が社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促すものであり、大学の教育研究の質の向上を目的とする。

## 2. 評価の種類と周期

- ①大学の教育・研究、組織・運営及び施設・設備の総合的な状況について、7年以内ごとに評価。(機関別評価)
  - ②専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について5年以内ごとに評価(分野別評価)
- (学校教育法第109条、学校教育法施行令第40条)

## 3. 評価機関の認証

評価機関は、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであることなど、法に定める一定の基準を満たすことを条件として、文部科学大臣の「認証」を受けることとなる。(学校教育法第110条第2項)

文部科学大臣が評価機関を認証するときには、中央教育審議会へ諮問が必要。(学校教育法第112条)

## 4. 大学評価基準

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。

大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
  2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
  3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること
    - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織
    - ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等
- (学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第1条)

## 5. 評価の方法

認証評価の方法については、①自己点検・評価の結果分析及び②教育研究活動等の状況についての実地調査の実施が全ての認証評価機関に義務付けられている。

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条)

## 6. 評価結果の公表等

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。(学校教育法第110条第4項)

## 認証評価機関一覧（平成27年4月1日現在）

### (1) 機関別

#### 【大学】

公益財団法人 大学基準協会	(平成16年8月31日認証)
独立行政法人 大学評価・学位授与機構	(平成17年1月14日認証)
公益財団法人 日本高等教育評価機構	(平成17年7月12日認証)

#### 【短期大学】

一般財団法人 短期大学基準協会	(平成17年1月14日認証)
公益財団法人 大学基準協会	(平成19年1月25日認証)
公益財団法人 日本高等教育評価機構	(平成21年9月4日認証)

#### 【高等専門学校】

独立行政法人 大学評価・学位授与機構	(平成17年7月12日認証)
--------------------	----------------

### (2) 専門職大学院

#### 【法科大学院】

公益財団法人 日弁連法務研究財団	(平成16年8月31日認証)
独立行政法人 大学評価・学位授与機構	(平成17年1月14日認証)
公益財団法人 大学基準協会	(平成19年2月16日認証)

#### 【経営(経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)】

一般社団法人 ABEST21	(平成19年10月12日認証)
----------------	-----------------

#### 【経営(経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)】

公益財団法人 大学基準協会	(平成20年4月8日認証)
---------------	---------------

#### 【会計】

特定非営利活動法人 国際会計教育協会	(平成19年10月12日認証)
--------------------	-----------------

#### 【助産】

特定非営利活動法人 日本助産評価機構	(平成20年4月8日認証)
--------------------	---------------

#### 【臨床心理】

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	(平成21年9月4日認証)
----------------------	---------------

#### 【公共政策】

公益財団法人 大学基準協会	(平成22年3月31日認証)
---------------	----------------

#### 【ファッション・ビジネス】

公益財団法人 日本高等教育評価機構	(平成22年3月31日認証)
-------------------	----------------

#### 【教職大学院, 学校教育】

一般財団法人 教員養成評価機構	(平成22年3月31日認証)
-----------------	----------------

#### 【情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力】

一般社団法人 日本技術者教育認定機構	(平成22年3月31日認証)
--------------------	----------------

#### 【公衆衛生】

公益財団法人 大学基準協会	(平成23年7月4日認証)
---------------	---------------

#### 【知的財産】

一般社団法人 ABEST21	(平成23年10月31日認証)
公益財団法人 大学基準協会	(平成24年3月29日認証)

#### 【ビューティビジネス】

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	(平成24年7月31日認証)
---------------------	----------------

#### 【環境・造園】

公益社団法人 日本造園学会	(平成24年7月31日認証)
---------------	----------------

## 関連規定

### ○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 27 年 2 月 25 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 27 年 2 月 25 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

### 【参照条文】

### ○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

#### 第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### ○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 27 年 2 月 25 日 中央教育審議会決定）

#### 第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</li> <li>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> </ul>
大学分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</li> <li>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</li> </ul>